

厚生労働大臣が定める掲示事項

2026年1月1日

1. 当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

2. 入院基本料について

当院は、急性期一般入院料6の届出を行っています。

当病棟では、1日に20人以上の看護師と、5人以上の看護補助者を配置しています。
なお、時間帯毎の配置は次の通りです。

- ・ 8:30～17:00まで看護職員1人あたりの受持数は10人以内です
- ・ 16:30～1:00まで看護職員1人あたりの受持数は10人以内です
- ・ 0:30～9:00まで看護職員1人あたりの受持数は10人以内です

3. 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制等について

当院では、入院の際に医師を始めとする関係職員が共同して、診療計画を策定し、入院後7日以内に文書によりお渡ししております。また、厚生労働大臣が定める院内感染防止策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意志決定支援、身体拘束最小化の基準を満たしております。

4. 明細書発行体制について

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しています。

明細書には、使用した薬剤の名称、行われた検査の名称が記載されておりますので、その点、ご理解いただき、ご家族の方等が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

5. 意志決定支援について

当院では、厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容を踏まえ、適切な意志決定支援に関する指針を定めております。

6. 身体的拘束最小化の取り組みについて

当院では、他職種による身体的拘束最小化チームを設置し、緊急やむをえない場合を除き身体的拘束を行わない取り組みを行っております。

7. 施設基準等の届出事項について

当院は、関東信越厚生局長に以下の届出を行っています。

1) 開放型病院

当院は開放型病院として病床及び各種設備等を地域の医師に開放いたしております。

2) 入院時食事療養費

入院時食事療養(I)の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時(夕食については午後6時以降)に適温で提供しています。

3) 基本診療料に係る届出

一般病棟入院基本料 急性期一般入院料6
臨床研修病院入院診療加算(協力型)
救急医療加算1・2
診療録管理体制加算3
急性期看護補助体制加算2(25対1)夜間100対1
夜間看護体制加算
乳幼児加算・幼児加算
地域加算6(6級地)
特定感染症患者療養環境特別加算
特定感染症入院医療管理加算
重症者等療養環境特別加算
医療安全対策加算2 医療安全対策地域連携加算2
感染対策向上加算3
連携強化加算
サーベイランス強化加算
病棟薬剤業務実施加算1
データ提出加算1 □
認知症ケア加算3
せん妄ハイリスク患者ケア加算
入退院支援加算1 イ

4) 特掲診療料に係る届出

夜間休日救急搬送医学管理料	無菌製剤処理料
救急搬送看護体制加算	脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅱ)
外来リハビリテーション診療料	運動器リハビリテーション料(Ⅰ)
がん性疼痛緩和指導管理料	呼吸器リハビリテーション料(Ⅰ)
開放型病院共同指導料(Ⅱ)	ペースメーカー交換術
生活習慣病管理料Ⅱ	胃ろう造設術
二次性骨折予防継続管理料	胃ろう造設時嚥下機能評価加算
がん治療連携指導料	人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算
薬剤管理指導料	在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料
時間内歩行試験	注2に規定する遠隔モニタリング 加算
ヘッドアップティルト試験	看護職員待遇改善評価料
画像診断管理加算1・2	外来・在宅ベースアップ評価料Ⅰ
CT撮影(64列以上のマルチスライスCT)	入院ベースアップ評価料
MRI撮影(1.5テスラ以上3テスラ未満)	
大腸CT撮影加算	
冠動脈CT撮影加算	

8. 保険外負担に関する事項について

当院では、個別使用料、証明書・診断書等について、その利用日数に応じた実費のご負担をお願いしております。

1)特別療養環境室の提供

病棟	種類	病室番号				使用料(消費税込)
2階	個室	203	204	205	210	11,000円
	2人部屋	211				5,500円
3階	個室	301	309	310		11,000円
	特別室	311				16,500円
4階	個室	410	411	412	413	11,000円
	特別室	414				16,500円

2)各種証明書等に係る費用

種類	文書料(消費税込)
普通診断書	3,300円
交通事故診断書	6,600円
生命保険関係診断書	11,000円
死亡診断書	6,600円
簡易証明書	1,100円
身体障害者手帳交付申請診断書	11,000円
後遺障害診断書	6,600円
入所用診断書(老人ホーム等)	3,300円

※ その他詳細は総合受付窓口にてご案内します

3)予防接種に係る費用

種類	料金(消費税込)	
	小児	大人
3種混合	6,100円	
4種混合	11,500円	
5種混合	20,500円	
耳下腺炎ワクチン	7,600円	6,800円
麻疹ワクチン	7,500円	
風疹ワクチン	7,500円	
水痘ワクチン	9,800円	9,100円
麻疹・風疹混合ワクチン	10,600円	9,800円
ロタウイルス(5価)	9,900円	
肺炎球菌ワクチン	12,400円	8,550円
ツベルクリン反応		4,500円
BCGワクチン	9,900円	9,100円
日本脳炎ワクチン	8,000円	7,200円
破傷風トキソイド		1回目 4,000円 2回目以降 1,800円
狂犬病ワクチン		1回目 12,800円 2回目以降 10,550円
インフルエンザワクチン	1回目 4,000円 2回目以降 3,000円	4,000円
新型コロナワイルズワクチン		15,300円
B型肝炎ワクチン	1回目 6,700円 2回目以降 4,300円	1回目 5,900円 2回目以降 3,600円

※ 予約制となります。その他についてはお問い合わせください。

4)日常生活上のサービスに係る費用

品名		金額(消費税込)
おむつ代	テープ止めタイプ S～L	184～235円
	尿取りパット 各種	41～112円
	はくパンツ スリム M～LL	223～275円
	はくパンツ M～LL	234～289円
	フラットNEWシート	96円
	防水シート	276円
ウェットタオル(おしり拭き)		419円
腹帯代	帯式	1,046円
	ソフベル式	2,420円
T字帯代		397円
三角巾代	大～小	330～298円
病衣貸与代(寝巻き)	(1枚につき)	110円
松葉杖の貸出料金	預かり金前払い制(1本につき)	3,000円

5)治療中の疾病、または負傷に対するものではないものに係る費用

院外処方せん料 (自費)	ニコチネルTTS バイアグラ 等	850円
-----------------	---------------------	------

6)入院期間が180日を超える患者様に関する費用

健康保険法の定めるところにより、入院期間が通算して180日を超える患者様については、選定療養として入院基本料の一部(2,100円／日)を健康保険の自己負担金のほかに負担していただくになります。

ただし、厚生労働大臣が定める状態にある場合はこの限りではありません。

7)その他に係る費用

カルテ開示に伴うコピー代	1枚につき	20円
画像情報のコピー代	フィルムサイズ各種 CD-R (個人希望用) CD-R (保険会社用)	330～770円 1,100円 2,200円
在宅医療に係る交通費	1km	20円

9. 厚生労働省が定める手術に関する施設基準に係る実績について

医科点数表第2章10節手術の通則5及び通則6に掲げる手術
(令和6年1月～12月実績)

- | | | |
|----------------|--------------------------|------|
| 1. 区分1に分類される手術 | 眼窩内腫瘍摘出術 | 2 件 |
| 2. 区分2に分類される手術 | 靭帯断裂形成手術等 | 0 件 |
| 3. 区分3に分類される手術 | 内反足手術等 | 0 件 |
| 4. 区分4に分類される手術 | 腹腔鏡下手術等 | 36 件 |
| | 胸腔鏡下手術等 | 0 件 |
| その他の区分に分類される手術 | 人工関節置換術 | 20 件 |
| | △～スメカ～移植術及び
△～スメカ～交換術 | 0 件 |

10.医療情報取得加算について

当院はオンライン資格確認を行う体制を有しています。
当該保険医療機関を受診した患者さまに対し受診歴、薬剤情報、特定健診情報、その他必要な情報を取得・活用して診療を行います。

11. 医療DX推進体制整備加算について

医師等が診療を実施する診察室等において、オンライン資格確認システムにより取得した診療を実施しています。
マイナ保険証を促進し、医療DXを通じ質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。
電子処方箋の発行及び電子カルテ情報共有サービスなどの利用ができるよう整備をしています。

12. 一般名処方加算について

一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすいように一般名(成分名)により処方をおこなっています。

13. 後発医薬品のある先発医薬品(長期収載品)の選定療養

令和6年10月1日より長期収載品(先発医薬品)について医療上の必要性があると認められない場合に患者の希望を踏まえ処方した場合は薬剤費の一部を選定療養費としてご負担していただきます。

ただし、医師が医療上必要であると判断した場合や、供給状況により後発医薬品の提供が困難な場合は、選定療養の対象外となります。

※長期収載品：後発医薬品がある先発医薬品のうち初めて薬価基準に収載されてから5年以上経過したもの、または5年経過していないもののうち後発医薬品置換率が50%以上のもの。

14. 長期処方箋等について

当院では患者様の状態に応じ、28日以上の長期処方やリフィル処方箋の発行を行っています。担当医師の判断となりますので医師にご相談ください。

15. その他

◇医療安全の取り組み

当院では、安全な医療を提供するために、医療安全管理者等が医療安全管理委員会と連携し、より実効性のある医療安全対策の実施や職員研修を計画的に実施しています。

◇院内感染対策の取り組み

当院では、感染制御のチームを設置し、院内感染状況の把握、抗菌薬の適性使用、職員の感染防止等を行い、院内感染対策を目的とした職員研修を実施しています。

◇敷地内全面禁煙について

健康法第25条の定めにより、受動喫煙防止のため屋内外を問わす敷地内での喫煙を禁止しております。

◇個人情報の保護について

当院は、患者様の個人情報の保護に積極的に取り組んでいます。
ご質問、ご相談は窓口にてお問い合わせください。